

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症に児童生徒等及び教職員の感染者が確認された場合の臨時休業に関するお知らせとご協力をお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本校の児童生徒・教職員等に感染者が確認された場合等の対応については、令和2年7月17日に保護者のみなさまにお知らせをし、ご協力をいただいておりますが、本市教育委員会での臨時休業に関する決定事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

【児童生徒・教職員等で感染者が確認された場合】※変更部分には下線を入れております。

保健所の指示のもと、茨木市教育委員会ならびに本校学校医とも連携して、翌日から3日間（土日祝日を含む）を基準としておりましたが、今後、以下の考え方による取り扱いにて、臨時休業を決定します。臨時休業となった場合、登校している児童生徒等や保護者の方には、臨時休業に関する連絡や指示をしたのち、速やかに下校させる等の対応をする予定です。

それ以降の学校対応及び学校再開については、別途、お伝えしてまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方について	
令和2年9月3日付け学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに従い、臨時休業の範囲については、感染拡大リスクに留意しながら、子どもの学びを保障するため、小・中学校の対応は、次のとおり決定する。	
感染状況等	臨時休業範囲
(1) 校内に感染者が確認されたが、校内での感染拡大のリスクがない場合 *当該感染者が無症状、検査実施前2日間登校・出勤していない場合 *当該感染者に症状がでた日の前2日間登校・出勤していない場合 等	臨時休業なし
(2) 校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合 ア 濃厚接触者※が当該学級内に限定できる場合 イ 濃厚接触者※が当該学年内に限定できる場合 ウ 濃厚接触者※が学校全体にいる可能性がある場合	ア 当該学級のみ イ 当該学年のみ ウ 当該校のみ
(3) 複数の学校で感染者が確認された場合	地域限定または市内一斉臨時休業の検討
※濃厚接触者は、マスク等しないで、手で触れることのできる距離（目安として1m）で、感染者と15分以上接触があった者等、聞き取り等により個々の状況から、保健所が総合的に判断する。	
ただし、上記に関わらず、市内の感染状況、校内での感染者数により、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断することとする。	

裏面あり

◎引き続き、以下の内容につきまして、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【児童生徒が感染の疑い・PCR 検査受検予定となった場合】

受検に至るまでの状況や結果判明日等、保健所・医療機関での指示内容等を早期に学校までお知らせください。なお、児童生徒が濃厚接触者として、PCR 検査受検予定となった場合も同様にお知らせください。

なお、結果が陰性・陽性に関わらず、保健所・医療機関での指示内容等を学校にお知らせください。

【個人情報の取り扱いについて】

濃厚接触者等に該当する方への連絡を実施するにあたり、保健所から学校に対して、対象者の連絡先などの個人情報を求められる場合がございます。その際は、茨木市個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に提供することがございますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

【風評被害の防止について】

感染の疑い、PCR 検査受検の情報については、個人情報保護の観点及び風評被害が生じないよう、SNS 等で外部に伝えないようご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ明らかとなっていないこともあり、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。